

産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置 (課税免除) について

茨城県では、県内における産業活動の活性化と雇用機会の創出のため、県税の特別措置を設けています。

<特別措置の概要>

税 目	不動産取得税
対 象 地 域	茨城県内全域
対 象 法 人	<p>以下に掲げる対象事業の用に供する事務所又は事業所を、茨城県内に新設又は増設し、県内で従業者^(注1)が5人以上^(注2)増加した法人</p> <p>【対象事業】 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、電気・ガス・熱供給業（過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）に限る。）、旅館業、小売業（認定中心市街地等及び産業振興促進区域における大規模小売店舗で行うものに限る。）、植物工場（不動産取得税の課税対象となる家屋内において行う事業に限る。）、農林水産物等販売業（産業振興促進区域に限る。）等</p> <p>※ 次のものは対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税を滞納している法人 ・ 事務所等の新增設が、県内事務所等の移転等によるもの（ただし、移転前の面積を超えるものについては対象） <p>注1） 雇用保険法に定める被保険者（日雇労働者及び短期雇用者等にかかる被保険者を除きます。）に限ります。 注2） 事務所等の新增設が、茨城県有地、茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等又は産業振興促進区域の区域内である場合は、5人未満であっても課税免除の対象となります。</p>
特別措置の内容	<p>事務所等の新增設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除</p> <p>※ 免除割合は別記のとおりです。</p> <p>※ 土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免除対象となる場合に限りです。</p>
適 用 期 間	令和6年3月31日まで
申 告 手 続	<p>不動産を取得した日から60日以内に、「課税免除申告書」を「不動産取得申告（報告）書」と併せて提出する。ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する表示に関する登記又は所有権の登記を申請した場合には不動産取得申告（報告）書の提出は不要です。</p> <p>課税免除の申告様式については、下記のURLからダウンロードできますのでご利用ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html#q11</p> 

<免除割合>

○不動産取得税

[家 屋]

$$\frac{(A) \text{のうち自己の事業の用に供する部分の延べ面積}}{\text{取得した家屋の延べ面積 (A)}}$$

[土 地]

家屋の敷地を含む一団の土地全体